

地方独立行政法人加古川市民病院機構 第3期中期目標（案）に対するパブリックコメントの実施結果一覧

No.	該当項目	ページ	ご意見の内容	市の考え方
1	前文	1	第3段落において、市の方向性と中期目標に対する考え方が混在して記載されている。「本市では、今後のまちづくりの方針となる新たな総合計画が令和3年度からスタートする。いつまでも暮らしたい持続可能なまちとしてあらゆる世代から選ばれるためには、地域医療の充実、住まいや仕事などとともに重要で不可欠な要素である。〈改行〉このため、第3期となる中期目標期間（令和3年度～令和7年度）における目標を定めるにあたり、次の6つの視点を置く。」とすればどうか。	まちを構成する要素は様々ある中で、地域医療は欠かせない要素であることから、地域医療の充実を図ることは魅力あるまちづくりを行う上で、今後も本市の課題であると考えております。そのような課題がある中で、地域医療の充実、市民病院だけでなく他の医療機関も一体となって担うものであり、市民病院はその中核を担うべき医療機関として、市の方向性に沿った中期目標の考え方を整理しており、案のとおりとします。
2	前文	1	目標は「地方独立行政法人加古川市民病院機構」に対してのものであり、「市民病院」に対してではない。かかる観点から、「地域医療の中心的役割を担う市民病院の目標を定めるにあたり」は削除すべきである。	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>1ページ4段落目  「そのような中で、地域医療の中心的役割を担う市民病院を運営する法人の目標を定めるにあたり、社会状況や医療を取り巻く環境を踏まえ、次の6つの視点を置く。」</p>
3	前文	1	視点1から3が用言止め、視点4から6が体言止め。統一すべきである。	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【視点4】医療従事者の確保と育成に努める  【視点5】コロナ禍を経た社会変化に対応する  【視点6】（※次項目と関連するためNo.4において修正）</p>

No.	該当項目	ページ	ご意見の内容	市の考え方
4	前文	2	視点5と視点6どちらも「社会変化への対応」がキーワードとなっているが、視点5は医療提供体制に、視点6は病院経営に、それぞれ特化して記載する方がわかりやすい。そこで、視点6については、「医療環境に対応した病院経営 県地域医療計画にもとづく医療提供体制の再編や診療報酬の動向等、病院経営を取り巻く……」とでもすればどうか。	いただいたご意見を踏まえ、【視点5】と【視点6】における「社会変化への対応」の表現の重複を避けてわかりやすくするため、【視点6】を「医療環境の変化に対応した病院経営に努める」に修正します。
5	第2-1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行	3	「認知症疾患医療センター」について、現実にセンターを設置しているし、今後ますますその必要性は増大することから、項を起こして記載すべき	<p>前文の【視点2】に記載のとおり、いわゆる「2025年問題」を今後迎えるにあたり、兵庫県保健医療計画においても、認知症の患者数の増加が見込まれています。市民病院としては、急性期医療を提供する病院として、認知症の身体合併症による救急搬送への対応の増加が考えられます。また、認知症疾患医療センターとして、地域のかかりつけ医からの紹介者への対応や逆紹介などの増加が想定され、地域のかかりつけ医や介護施設等との役割分担の推進や、更なる連携の強化が求められると考えております。</p> <p>以上のことを踏まえ、認知症疾患への施策については、中期目標における、3ページ「第2-1-(4) 地域の中核医療機関としての役割の発揮」や、4ページ「第2-2-(7) 総合診療体制とチーム医療の充実」の項目において、同センターの運営を含め、法人が第3期中期計画を策定する中において、法人と協議していきたいと考えています。</p>

No.	該当項目	ページ	ご意見の内容	市の考え方
6	第2-1-(2) 災害時における機能の強化	3	<p>災害時における中央市民病院の機能強化の中で業務継続計画を適切に運用するとあるが、そもそも中央市民病院自体やそこで働く医療従事者や職員が被災してしまった場合を想定できているのか今ひとつ見えてこないです。最新のハザードマップによると、このエリアは3～5mの浸水想定区域にありますよね。多くの人口が集まる市中部や南部沿岸地域のほとんどが浸水した場合、果たして中央市民病院は機能するのでしょうか。</p> <p>加古川市は、幸いにも近年大きな災害に遭ってないためか、前文から終わりまで全てで災害危機意識が低いのではないかと思います。東北地方の復興事例などを参考に検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見については、業務継続計画の適切な運用や、災害時を想定した訓練の実施など、法人が第3期中期計画を策定する中において、法人と協議していきたいと考えています。</p>
7	第2-2-(4) 周産期医療の充実	4	<p>2019年3月策定の東播磨圏域の医療計画において、「ハイリスク妊婦や高度な新生児医療に対応するため、より高度な周産期医療の充実を図る加古川中央市民病院は、より高度な周産期医療に対応できるよう総合周産期母子医療センターの整備を目指す。」とあることから、中期目標についても総合周産期母子医療センターを整備する旨を記載すべき。</p>	<p>ご意見いただいたとおり、兵庫県保健医療計画（圏域版）の東播磨圏域版において、総合周産期母子医療センターの整備を目指すとされており、第2期中期計画においても同センターの整備について定めながら、法人は取り組みに努められましたが、医師の体制整備ができず、整備ができておりません。</p> <p>いただいたご意見を参考に、次のとおり修正します。</p> <p>「ハイリスクな妊産婦や超低出生体重児に対する急性期治療に、24時間365日対応するとともに、こどもセンターと連携のうえ、地域周産期母子医療センターの機能を堅持すること。引き続き、産科医等の人材の確保に努め、総合周産期母子医療センターの整備を目指すこと。」</p>

No.	該当項目	ページ	ご意見の内容	市の考え方
8	第2-2-(4) 周産期医療の充実 (5)小児医療の充実 (6)センター診療機能の更なる充実	4	<p>貴院は従来より、地域周産期母子センターとして、ハイリスクな妊産婦や超低出生体重児に対する急性期治療の要として認知されているとともにその信頼も厚いです。また、周産期を貴院で過ごし、その後小児科においても、子ども達の健康、いのちを守っていただき、加古川地域に居住している子ども達が安心して生活できています。</p> <p>ただ、重心児・者については、医療の専門病院が近隣にはなく、小さなころから子どものことをよく知っておられたり、重心児の専門性の高い貴院に頼らざるを得ないのが実情です。小児科で終わるのではなく、その後の移行期も含めて貴院で、24時間365日対応が実現すれば、より安心してこの加古川地域で暮らしていけると思っています。</p> <p>加古川養護学校においては、卒業後、救急車で受け入れが困難であったことをよく耳にし、保護者は卒業と同時に他の病院を探すことに不安を感じておられます。高等部生徒においても夜間での急変において、救急車の受け入れが困難であったとも聞いています。</p> <p>ぜひ、ハイリスクで生まれた子ども達が、周産期からずっと継続して安心して加古川地域で生活できるよう、小児科で終わらず、それ以降も貴院で24時間365日対応できるよう強くお願いします。</p>	<p>小児期から成人期への移行期における医療提供については、市民病院だけでなく、医療提供体制全体における課題として認識しており、いただいたご意見については要望として承ります。</p>
9	第2-2-(6) センター診療機能の更なる充実	4	<p>「新たなセンター診療機能」とは何を想定しているのか。脳血管センター等具体的に記載すべき。</p>	<p>センター診療機能については、高度で専門的な医療を提供し、患者ニーズに対応した医療提供体制であることから、中期目標期間における新たなセンター診療機能の構築を目標として定めていきたいと考えております。今後、必要な医療資源の確保などの課題を踏まえ、センター化できる診療科について法人と協議し、その実現を目指していきたいと考えております。</p>

No.	該当項目	ページ	ご意見の内容	市の考え方
10	その他 (数値目標)	—	<p>中期目標には、法人の努力を促す数値目標を設定すべきである。現状では、中期目標を受け法人が数値目標を含めた中期計画を策定し、それを市長が実績を評価しているが、もう一歩進めて、評価委員会において前期の評価結果等を踏まえて評価にかかる数値目標についてご議論いただき、法人に示すこととしてはどうか。地方独立行政法人法において「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項等について具体的に定めるものとする。」(第28条)とされているが、その具体性を担保するのはやはり数値であり、かつ、法人が設定する数値目標が実現可能性を考慮するあまり低水準の設定に墮することを牽制することもできるのではないか。また、評価委員会においても、「業務実績にもくひょうちがある場合はその達成状況を……単に数値だけで判断するのではなくその質についても考慮し、適正に評価する」(地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務実績に関する評価の基本方針)とあるが、法人が設定した数値目標について議論するより、市長が設定した数値目標について議論することがより当該委員会の機能をより発揮することにつながるのではないか。(もちろん、評価には定性的な評価もあり、現在の評価委員会の評価が不十分であるとか、法人が設定した数値目標が低水準に過ぎるとかいつているわけではなく、「しくみ」についての提言としてご理解願いたい。)</p>	<p>中期目標と中期計画の構成につきましては、いただいたご意見のとおり、中期目標を実現するための取組の計画として中期計画を法人が策定します。地方独立行政法人法によると、第25条に基づき、設立団体の長(市長)が法人の中期目標を議会の議決を経て定め、法人に指示し、法人は、法第26条に基づき中期計画を策定することとなりますが、策定過程において市と法人が協議しながら策定することとなるため、低水準の数値設定になることはないと考えております。また、法律に基づき、中期計画についても設立団体の長(市長)の認可を必要とすること、議会の議決を必要とするなど、数値目標の設定についても市長や議会の関与を法律によって担保しております。また、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会条例において、評価委員会においても中期計画について意見をいただくこととしており、中期計画の数値目標の設定については市が強く関与する仕組が確保されているものと考えております。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の中期計画の認可、次年度以降における評価の参考にさせていただきます。</p>
11	その他 (骨子 案))	—	<p>中期目標に記載された見出しを並べているだけで、脈絡も何もない。例えば、右下段の第5から伸びている矢印はどこへ向かうのか。右上段の視点6からの線は何を意味しているのか左下の・印と視点との関係はどうなのか、謎と疑問だらけである。</p> <p>「時代認識(新たな挑戦の期間)⇒現状及び課題⇒6つの視点⇒法人が達成すべき目標⇒得られる効果」という流れで整理して提示できるはずである。今後広報等で活用することが必要であろうから、全面的に改めるべきである。</p>	<p>骨子(案)につきましては、中期目標に定める事項について体系的に表示しております。ご意見のうち、第5から伸びている矢印、また【視点6】からの線については、目標を定めるにあたって置いた【視点5】及び【視点6】が、項目「第2」から「第5」まですべてにかかる視点として設定していることを表しておりますが、ご意見いただいたとおり説明が不足しております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、骨子(案)を中期目標(案)の概要版として改めて作成します。</p>